

県制度融資の返済期間の延長を行い、資金繰りを支援します。

借換資金

対象となる方

次のすべてに該当する方を対象としています。

- 1 申込み時において、平成21年3月31日以前に借り入れた県制度融資〔対象外資金(※1)を除く〕の融資残高がある。
- 2 最近3か月の売上高又は利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して減少している。
- 3 借換資金の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある。
- 4 信用保証協会の管理上、事故扱い(破産等の申立、手形交換所の取引停止処分等)になっていない。
- 5 既往借入金について、元本返済又は利息支払いに延滞が生じていない。
- 6 既往借入金の返済が、各制度要綱の最長融資期間を超えていない。
- 7 信用保証対象業種(※2)を営んでいる。
- 8 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる。
(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有しているものについては、県外での実績を含めて同一事業を引き続き1年以上行っていれば良い。)
- 9 必要な許認可等を取得している。
- 10 事業税を滞納していない。
- 11 信用保証協会の保証残高が、保証限度額未満である。

※1 対象外資金

- ・事業資金短期貸付
- ・企業パワーアップ資金
- ・企業活力強化資金
- ・高度化促進事業資金(県単独高度化資金)
- ・県金融課以外で所管する資金

※2 信用保証対象業種

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

融 資 条 件

運転資金 平成21年3月31日以前に借り入れた県制度融資(複数の同一資金を一本化する場合にあっては、平成21年4月1日以降に借り入れた融資を含めることができる。)の借換えに要する運転資金。

★ 既往借入金、必要に応じた新規運転資金及び借換え時に支払う信用保証料相当額の範囲内で申込みが可能です。

| | 運転資金 |
|----------------|---|
| 限度額 (1万円単位) | 既往借入金、必要に応じた新規運転資金及び借換え時に支払う信用保証料相当額の範囲内で、1億円を超えない額 |
| 利率 | 指定金融機関の所定利率 |
| 期間・償還方法 | 10年以内(1年以内据置 元金均等月賦償還) |
| 担保 | 金融機関及び信用保証協会との協議により定める |
| 保証人 | 個人:原則として不要 法人:法人代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要 |
| 信用保証 | 付する(保証料 年0.45%~1.64%以内、経営安定関連保証1~6号利用の場合は年0.80%以内、7・8号利用の場合は年0.68%以内) |

受 付 場 所

商工会議所、商工会で随時受け付けます。

(申込に必要な書類は、受付場所でご確認ください。)

問 い 合 わ せ 先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

商 工 会 議 所 ・ 商 工 会



彩の国
埼玉県

